



議題⑥ 浄化槽関係の予算制度の積極的な活用 について

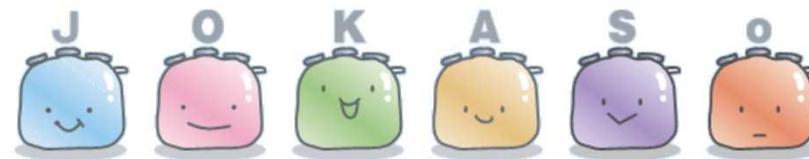
令和6年7月26日



環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課

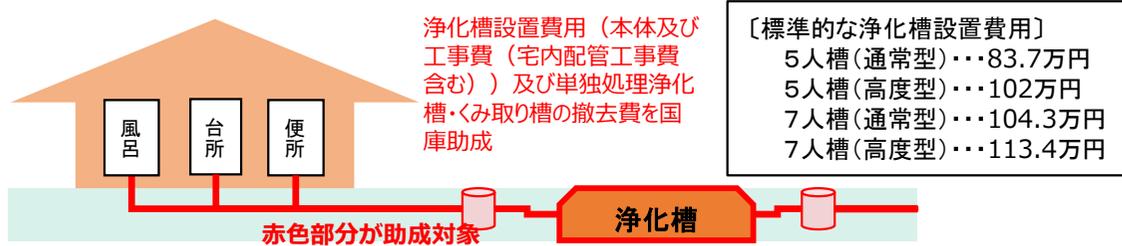
浄化槽推進室 室長補佐 志太健一



浄化槽推進室HP : <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>

浄化槽事業に係る予算制度①

循環型社会形成推進交付金



- 浄化槽の設置費用に加え、単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換を推進するため、転換に伴う宅内配管工事費用を上限30万円として助成
- 国庫助成率は1/3（ただし、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業、汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業及び沖縄・離島地域は助成率1/2）

浄化槽設置整備事業〔個人設置型〕（S62～）

- 個人が浄化槽を設置し、市町村が設置費用を助成する事業に対して、国庫助成を行う。（市町村負担の最大80%まで特別交付税措置）
- 個人が維持管理を行う。少人数高齢世帯に対する維持管理費用への助成を実施。（特別交付税措置は対象外）

<助成率>

浄化槽設置費用

個人（6割相当）	2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
----------	-----------------	---------------

※浄化槽災害復旧事業については交付対象事業費の全額が交付対象（要協議）

維持管理費用（少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業）

個人（5割相当）	2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
----------	-----------------	---------------

公共浄化槽等整備推進事業（H6～）

- 市町村が公共浄化槽等を設置する事業に対して、国庫助成を行う。（市町村負担分に対し地方債の起債が可能であり、地方債の元利償還金の49%を普通交付税措置）
- 市町村において、浄化槽の使用料を徴収し、維持管理を行う。少人数高齢世帯に対する維持管理費用への助成を実施。（地方債の起債・普通交付税措置の対象外）
- PFI手法の導入により事業費削減、住民サービス向上、市町村職員負担の抑制が可能（これまで19自治体で実績）。PFI手法の導入調査等の費用に対しても助成を実施。

<助成率>

浄化槽設置費用

2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
-----------------	---------------

※市町村は、別途、負担金（事業費の1割程度）を個人より徴収

維持管理費用（少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業）は個人設置型と同様

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

浄化槽システムの脱炭素化推進事業

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進。

【補助対象】

- ① 既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修
- ② 既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換
- ③ 中大型合併処理浄化槽への再エネ設備（太陽光発電設備、蓄電池等）の導入

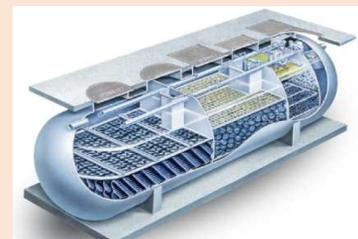
【補助率】

1/2	1/2 事業者	1/2 国
-----	------------	----------

※事業者が地方公共団体である場合、地方公共団体負担分に対し地方債の起債が可能であり、地方債の元利償還金の49%を地方交付税措置

<事業イメージ>

先進的省エネ型浄化槽



高効率ブロワ



インバータ制御



再生可能エネルギー設備



浄化槽事業に係る予算制度②

循環型社会形成推進交付金等によるきめ細かな支援

<市町村における取組>

浄化槽台帳システムの
整備・充実

<循環型社会形成推進交付金等による支援対象>

既設浄化槽の悉皆調査、紙媒体等の電子化、浄化槽台帳システムの整備等

協議会等を活用した単独転換
促進及び維持管理向上

・一括契約等に必要な情報集約・システム構築等
・単独転換や維持管理向上に資する講習会等の実施

特定既存単独処理浄化槽の
措置に係る指導等の実施

特定既存単独処理浄化槽の個別の状況を把握・確認し、的確な指導・勧告等を行うための調査・検討等

単独処理浄化槽・くみ取り槽
から合併処理浄化槽への転換

・合併処理浄化槽の設置、転換に伴う宅内配管工事
・単独処理浄化槽の撤去、くみ取り槽の撤去

汚水処理概成に向けた単独
転換促進・整備加速化

・事業計画額の6割以上単独・くみ取り転換(交付率1/2)
・汚水処理概成に向けた浄化槽整備加速化(交付率1/2)

浄化槽の維持管理の向上

・少人数高齢世帯の維持管理費
・浄化槽長寿命化計画に基づく改築、修繕等

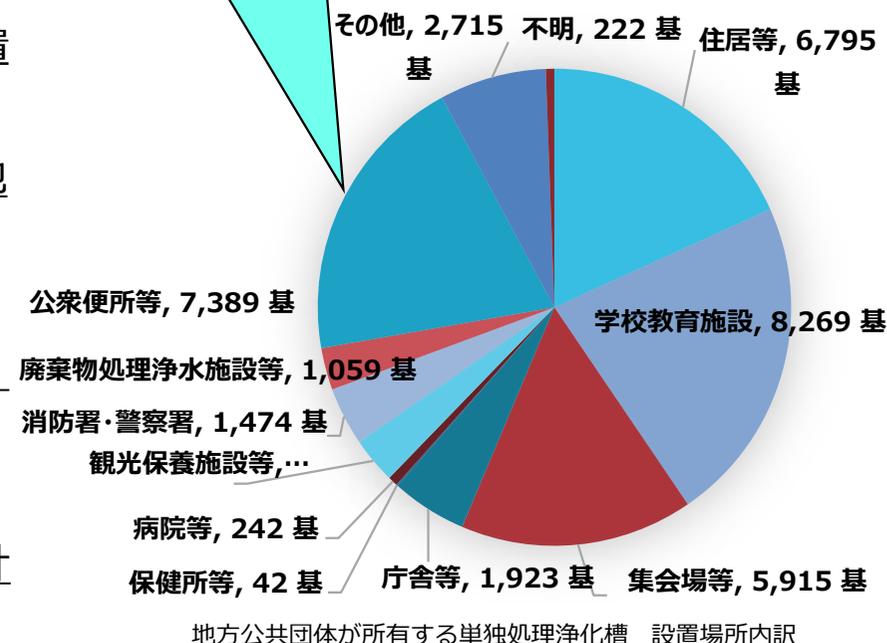
浄化槽事業に係る予算制度③

公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業

背景・目的

- 全国には依然として約349万基もの単独処理浄化槽が設置されており、より強力な施策が求められている。
- そうした状況の中、単独転換促進の指導を行う立場である地方公共団体が所有する単独処理浄化槽が全国で約3.7万基近く残存しており、早急な対策が必要である。
- 特に、防災拠点となる公的施設（学校、集会場、庁舎等）の単独転換は、国土強靱化の観点からも必要性が高い。
- 耐震改修など、施設の更新機会を捉えた対応が必要。学校設備であれば教育委員会、公共施設については設備更新計画への反映等、部門間の連携が重要。

地方公共団体が所有する
単独処理浄化槽
約3.7万基（令和4年度末）



事業概要

- 地方公共団体等の所有施設または、市町村の防災計画に定める防災拠点施設の単独処理浄化槽を集中的に撤去し、合併処理浄化槽に転換する費用について、助成率 1 / 3（又は 1 / 2 ※環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業として実施の場合）により助成を行う。
- 事業対象：地方公共団体
- ※防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業は、個人設置型についても助成

浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金等（浄化槽分））※廃棄物処理施設整備交付金を含む。



【令和6年度予算額 8,613百万円（8,613百万円）】
 【令和5年度補正予算額 500百万円】

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や維持管理の向上等を支援します。

1. 事業目的

- 現在でも全国で未だに約880万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況。
- 令和8年度の汚水処理施設の概成目標の達成に向け、単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換を支援するとともに、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽台帳の整備や少人数高齢世帯の維持管理費用を支援。
- また、防災・減災、国土強靱化の観点から、老朽化した単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽の長寿命化や被災した浄化槽の復旧等を支援。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金等により支援する。
 ※令和5年度補正・令和6年度予算では支援対象に下線部分を追加。

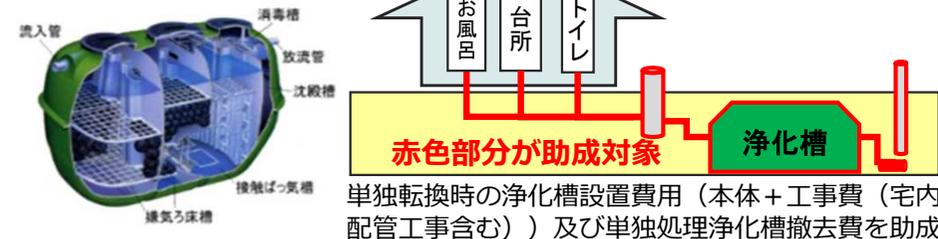
- 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）
 単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の6割以上転換する事業
- 汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）<R8までの時限措置>
 汚水処理施設概成目標※達成のために従来の整備進捗率を上回って浄化槽整備を加速化する事業 ※都道府県構想及び同構想を踏まえ市町村が策定するアクションプランに定める目標
- 単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換
 浄化槽設置・宅内配管工事、転換時の撤去、単独処理浄化槽の雨水貯留槽等再利用
- 浄化槽災害復旧事業
- 公共浄化槽の整備促進に向けたPFI事業（BTO,BOO,BOT方式）への支援
- 公共浄化槽・個人設置型浄化槽の少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業
- 市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築事業
- 浄化槽整備効率化事業
 浄化槽台帳作成、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽に係る調査等含む）、講習会等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率1/3又は1/2）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

4. 補助対象、事業イメージ

○浄化槽のイメージ



○事業スキーム



○費用負担

浄化槽設置整備事業（個人設置型）

個人（6割相当）	2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
----------	-----------------	---------------

※浄化槽災害復旧事業については交付対象事業費の全額が交付対象（要協議）

公共浄化槽等整備推進事業

2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
-----------------	---------------

※市町村は、別途、負担金（事業費の1割程度）を個人より徴収

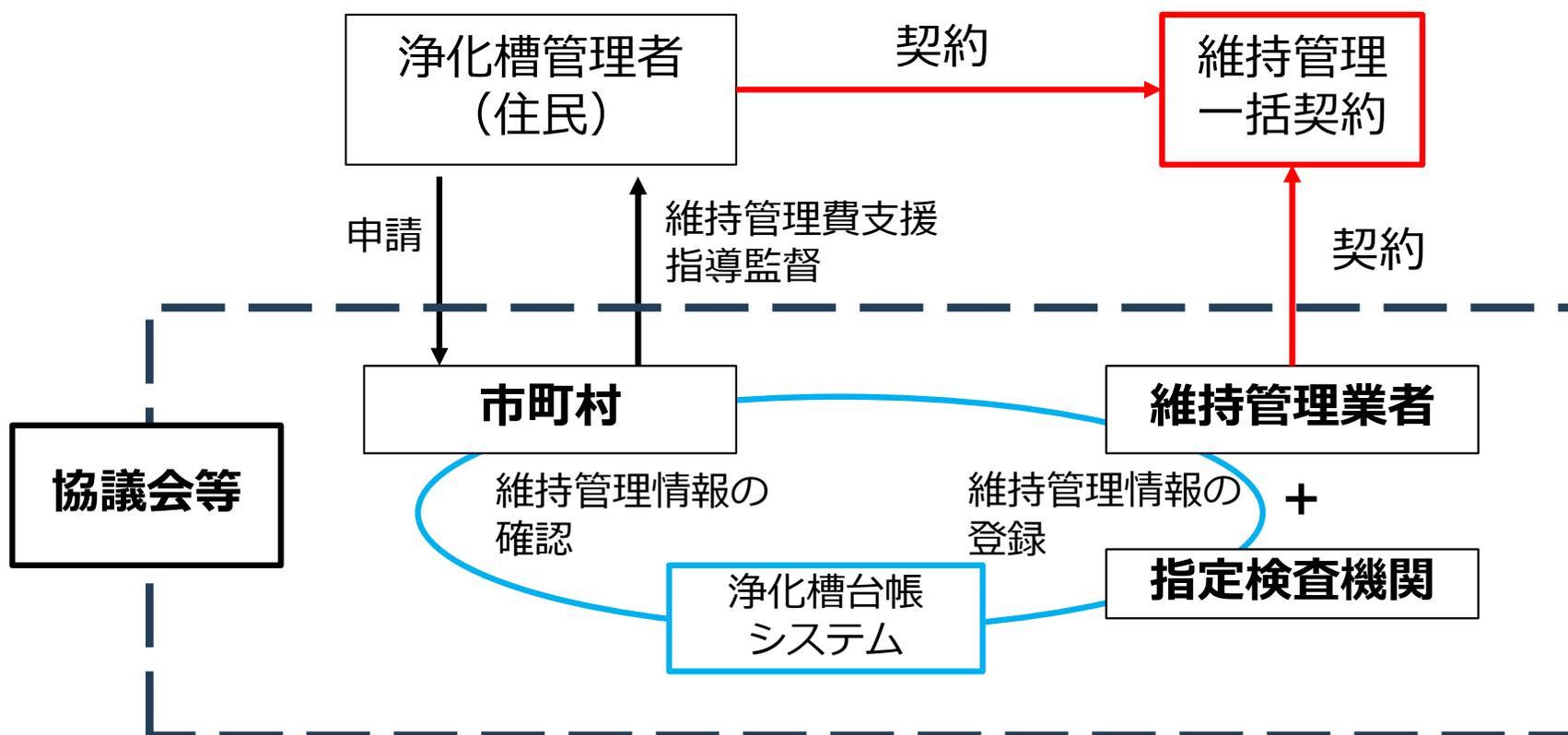
少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業

個人（5割相当）	2/3又は1/2 市町村	1/3又は1/2 国
----------	-----------------	---------------

協議会等を通じた関係機関・事業者等と連携した維持管理支援のイメージ (少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業)



- 人口減少・高齢化の進展を踏まえ、少人数高齢世帯への維持管理費支援を通じて、
 - 自治体・維持管理業者等による維持管理に係る協議会等の設立
 - 管理者と業者の間での維持管理一括契約の締結
 - 台帳システムへの維持管理情報の登録及び当該情報を活用した管理者への指導監督
 からなる、行政関与の下、個人設置型浄化槽の継続的な維持管理向上を図るスキームを構築
- R5補正予算・R6当初予算において、公共浄化槽に続き、個人設置型浄化槽についても支援対象に追加したところであり、全国の市町村における積極的な活用を期待



浄化槽システムの脱炭素化推進事業



環境省



【令和6年度予算額 1,800百万円 (1,800百万円)】

浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再エネ設備の導入を支援します。

1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

2. 事業内容

中大型浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修

- ・最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修とともにブロワ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする。
- ・改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換

- ・最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする。
- ・交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

※さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択

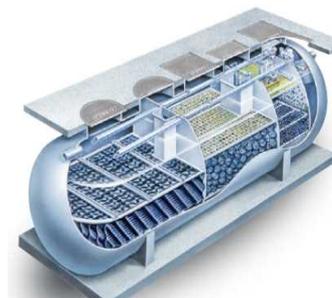
③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入

- ・上記①又は②と併せて行う再エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を支援する

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：1 / 2）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和8年度

4. 事業イメージ



先進的省エネ型浄化槽

出典：フジクリーン工業（株）HP



高効率ブロワ

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



スクリーン



インバータ制御

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



再生可能エネルギー設備

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155



【令和6年度予算額 2,000百万円 (2,000百万円)】
 【令和5年度補正予算額 2,000百万円】

災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ①（設備導入事業）再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。
- ②（詳細設計等事業）再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

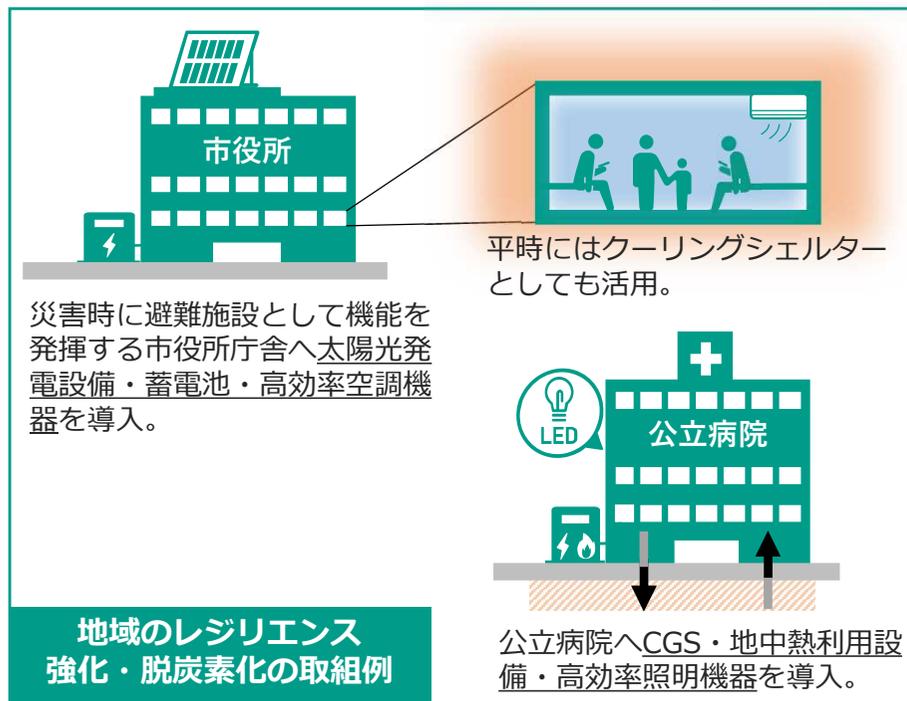
※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 ①都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3、②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体 PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設
 - 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持すべき公共施設
- ← 導入
- ・再エネ設備
 - ・蓄電池
 - ・CGS
 - ・省CO2設備
 - ・未利用エネルギー設備等



単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換に伴う宅内配管工事・撤去への補助について



- 環境省では、予算制度の拡充により、単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換に伴う宅内配管工事費及び撤去費を交付金の対象としているが、**未だに多くの都道府県・市町村では宅内配管工事費及び撤去費が補助対象となっていない状況。**
- 単独転換・くみ取り転換の促進には個人負担の軽減が重要。このため、**未だに宅内配管工事費及び撤去費を補助対象としていない都道府県・市町村においては、早急に補助対象とするよう、願います。**

都道府県による補助制度の状況（令和4年度末時点）

	単独処理浄化槽		くみ取り槽	
	撤去	宅内配管工事	撤去	宅内配管工事
北海道	—	—	—	—
青森県	有	有	有	—
岩手県	—	—	—	—
宮城県	—	—	—	—
秋田県	—	—	—	—
山形県	—	—	—	—
福島県	有	有	有	—
茨城県	有	有	有	有
栃木県	—	有	—	—
群馬県	有	有	有	有
埼玉県	有	有	有	有
千葉県	有	有	有	有
東京都	有	有	有	—
神奈川県	有	有	有	—
新潟県	—	—	—	—
富山県	有	有	有	有
石川県	—	—	—	—
福井県	有	有	有	有
山梨県	有	有	—	—
長野県	—	—	—	—
岐阜県	有	有	有	有
静岡県	有	有	有	—
愛知県	有	有	有	有
三重県	有	有	有	有
滋賀県	有	有	—	—

	単独処理浄化槽		くみ取り槽	
	撤去	宅内配管工事	撤去	宅内配管工事
京都府	有	有	有	—
大阪府	—	—	—	—
兵庫県	—	—	—	—
奈良県	有	有	—	—
和歌山県	有	有	有	有
鳥取県	有	有	有	有
島根県	—	—	—	—
岡山県	有	有	有	有
広島県	—	—	—	—
山口県	—	—	—	—
徳島県	有	有	有	有
香川県	有	有	有	有
愛媛県	有	有	有	有
高知県	有	有	有	有
福岡県	有	有	有	有
佐賀県	有	有	有	有
長崎県	有	有	—	—
熊本県	有	有	有	有
大分県	有	有	有	有
宮崎県	有	有	有	有
鹿児島県	有	有	—	—
沖縄県	—	—	—	—

補助制度有の 都道府県 合計	32	33	27	21
-------------------	----	----	----	----

※令和5年度浄化槽の指導普及に関する調査結果をもとに作成

単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換に伴う宅内配管工事・撤去への補助について



補助制度がある市町村（令和4年度末現在）

都道府県名	市町村数	市町村名
北海道	40	札幌市、函館市、旭川市、釧路市、北見市、岩見沢市、苫小牧市、紋別市、士別市、根室市、北広島市、福島町、知内町、木古内町、江差町、厚沢部町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、神恵内村、仁木町、新十津川町、愛別町、美瑛町、上富良野町、南富良野町、占冠村、剣淵町、増毛町、礼文町、佐呂間町、湧別町、大空町、平取町、厚岸町、標茶町、白糠町、別海町、羅臼町
青森県	11	八戸市、十和田市、野辺地町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、東通村、佐井村、五戸町、新郷村
岩手県	7	花巻市、陸前高田市、八幡平市、雫石町、岩手町、普代村、軽米町
宮城県	6	登米市、栗原市、大河原町、亶理町、色麻町、涌谷町
秋田県	8	秋田市、能代市、湯沢市、由利本荘市、上小阿仁村、三種町、八峰町、八郎潟町
山形県	22	米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、東根市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、金山町、最上町、真室川町、大蔵村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、遊佐町
福島県	46	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、只見町、南会津町、猪苗代町、柳津町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯館村
茨城県	43	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、境町、利根町
栃木県	20	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市、那須烏山市、下野市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町、那須町
群馬県	22	前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、藤岡市、富岡市、みどり市、榛東村、上野村、神流町、下仁田町、甘楽町、中之条町、嬭恋村、東吾妻町、片品村、板倉町、明和町、千代田町、大泉町
埼玉県	41	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、伊奈町、越生町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、横瀬町、長瀨町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町、杉戸町、松伏町
千葉県	51	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	8	八王子市、青梅市、東大和市、あきる野市、瑞穂町、檜原村、大島町、八丈町
神奈川県	26	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、逗子市、三浦市、秦野市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、松田町、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町
新潟県	13	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、村上市、燕市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、津南町
富山県	5	富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、立山町
石川県	12	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、白山市、津幡町、志賀町、穴水町、能登町
福井県	7	敦賀市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、永平寺町
山梨県	8	都留市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、市川三郷町、身延町、富士川町、富士河口湖町
長野県	12	飯田市、伊那市、中野市、大町市、東御市、軽井沢町、御代田町、箕輪町、宮田村、泰阜村、大桑村、木島平村
岐阜県	24	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、瑞穂市、本巣市、下呂市、笠松町、養老町、関ヶ原町、輪之内町、大野町、坂祝町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
静岡県	21	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、島田市、富士市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、牧之原市、松崎町、函南町、吉田町、川根本町、森町

※令和5年度浄化槽の指導普及に関する調査結果をもとに作成

単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換に伴う宅内配管工事・撤去への補助について



補助制度がある市町村（令和4年度末現在）

都道府県名	市町村数	市町村名
愛知県	32	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、豊明市、清須市、弥富市、あま市、飛島村、阿久比町、南知多町、美浜町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	21	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市、東員町、菰野町、明和町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、紀宝町
滋賀県	6	彦根市、近江八幡市、守山市、湖南市、高島市、日野町
京都府	7	京都市、福知山市、綾部市、宇治市、宮津市、京丹後市、笠置町
大阪府	14	池田市、吹田市、高槻市、茨木市、富田林市、松原市、大東市、和泉市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、阪南市、忠岡町
兵庫県	9	洲本市、加古川市、宝塚市、加西市、淡路市、加東市、播磨町、市川町、福崎町
奈良県	15	大和高田市、大和郡山市、天理市、生駒市、葛城市、平群町、曾爾村、吉野町、大淀町、下市町、天川村、十津川村、下北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	24	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、由良町、印南町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、古座川町、北山村、串本町
鳥取県	6	鳥取市、倉吉市、境港市、智頭町、湯梨浜町、琴浦町
島根県	6	松江市、浜田市、益田市、飯南町、川本町、吉賀町
岡山県	18	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、瀬戸内市、真庭市、浅口市、里庄町、鏡野町、勝央町、久米南町、美咲町、吉備中央町
広島県	10	尾道市、福山市、府中市、庄原市、東広島市、廿日市市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町
山口県	7	下関市、宇部市、山口市、下松市、岩国市、山陽小野田市、阿武町
徳島県	16	徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、石井町、那賀町、海陽町、北島町、藍住町、上板町、東みよし町
香川県	14	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、多度津町
愛媛県	12	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、大洲市、伊予市、東温市、砥部町、内子町、伊方町、松野町、愛南町
高知県	16	高知市、室戸市、安芸市、須崎市、田野町、安田町、馬路村、本山町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、日高村、四万十町
福岡県	34	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、行橋市、豊前市、大野城市、宗像市、古賀市、福津市、宮若市、嘉麻市、みやま市、篠栗町、須恵町、芦屋町、遠賀町、小竹町、鞍手町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、赤村、福智町、苅田町
佐賀県	4	唐津市、嬉野市、基山町、玄海町
長崎県	11	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、五島市、南島原市、東彼杵町、波佐見町
熊本県	27	熊本市、人吉市、荒尾市、水俣市、山鹿市、宇土市、上天草市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、小国町、高森町、西原村、御船町、甲佐町、山都町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、水上村、相良村、五木村、あさぎり町
大分県	14	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、九重町、玖珠町
宮崎県	16	都城市、延岡市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、高鍋町、新富町、木城町、門川町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	37	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、与論町
沖縄県	10	石垣市、沖縄市、豊見城市、大宜味村、東村、今帰仁村、金武町、読谷村、渡名喜村、竹富町
合計	839	

※令和5年度浄化槽の指導普及に関する調査結果をもとに作成

浄化槽の維持管理の徹底に向けた予算制度の見直しを含む具体的な取組内容



項目	具体的な取組内容
自治体による指導の一層の徹底	昨年度の「浄化槽法に基づく維持管理の徹底について」の通知発出や維持管理（保守点検・清掃）の実施率の全国調査の結果を踏まえ、本年4月、各自治体に対して維持管理の指導をより一層徹底するよう通知を発出。さらに、台帳の整備や協議会の活用等に先進的に取り組む自治体の事例集を公表し、横展開を実施。
維持管理の実施率調査	維持管理の実施率調査について、自治体や維持管理業者における十分な作業期間を確保し、正確な調査結果が得られるよう、年度当初に自治体に調査を依頼済。また、実施率不明等の問題が生じないよう、浄化槽法に定める報告徴収等を活用し、維持管理業者に必ず保守点検・清掃実施状況を確認するよう指示を徹底。
台帳整備状況のフォローアップ	台帳の整備状況については、従来から調査している都道府県別に加え、今年度より市町村別の台帳の作成状況についても調査を実施し、6月に調査結果を取りまとめ、都道府県を通じて各市町村に結果を共有した。あわせて、未策定の市町村については取り組み状況を定期的にフォローアップし、台帳の未整備状況の解消を図る。
維持管理の徹底に向けた予算制度の見直し	浄化槽整備に対する予算制度である循環型社会形成推進交付金の来年度要求にあたり、昨年度に予算化した少人数高齢世帯に対する維持管理費の助成制度を継続要求するとともに、新たな取組として、交付金を活用して整備する浄化槽について、電子化された台帳への記録と台帳情報に基づく浄化槽管理者への維持管理の指導監督を行うことを交付要件とすることを検討。これにより、台帳未策定市町村の解消と台帳の電子化を強く促すとともに、維持管理の実施率向上に向けた指導監督を徹底。

浄化槽台帳の整備や電子化・システム化を支援し、効果的な単独転換や維持管理の向上等を効率的に推進します。

1. 事業目的

令和2年4月施行の改正浄化槽法により、各都道府県等に浄化槽台帳の整備が義務づけられたところ。浄化槽台帳の整備や電子化・システム化を推進することにより、浄化槽の設置、保守点検、清掃、法定検査の受検状況等の情報を一元的に管理し、当該情報に基づき、単独転換の一層の促進、法定検査未受検者への効率的な受検指導、保守点検や清掃等の状況の把握等を通じた維持管理の向上を図る。

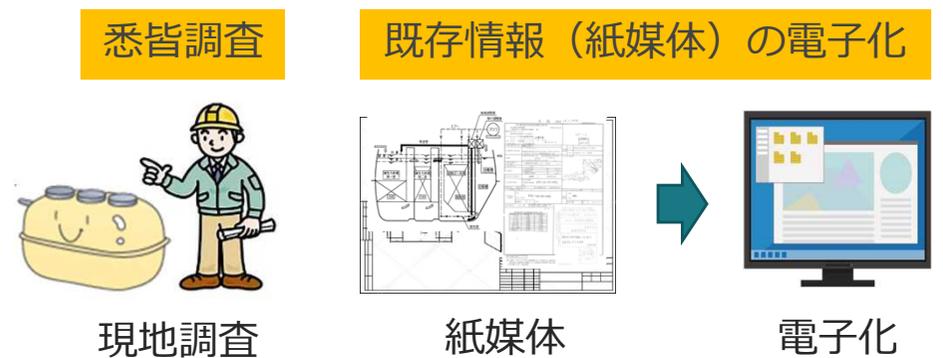
2. 事業内容

- 効果的な単独転換の促進や法定検査の受検率向上を通じた維持管理の向上等の取組を効率的に実施するために必要となる浄化槽の設置・維持管理情報の電子化に要する費用（既設浄化槽の悉皆調査、既存情報（紙媒体）の電子化等の費用）を助成する。
- 都道府県及び市町村が保有する既存の台帳システムについて改正浄化槽法で定める浄化槽台帳情報の管理項目に基づいてシステムを改修する事業に要する費用（データ移行等において必要となる外注費用含む）を助成する。

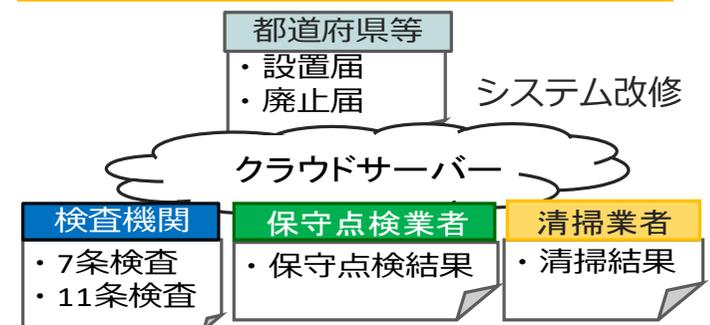
3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/3）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 令和元年度

4. 補助対象、事業イメージ



既設の浄化槽台帳システムの改修

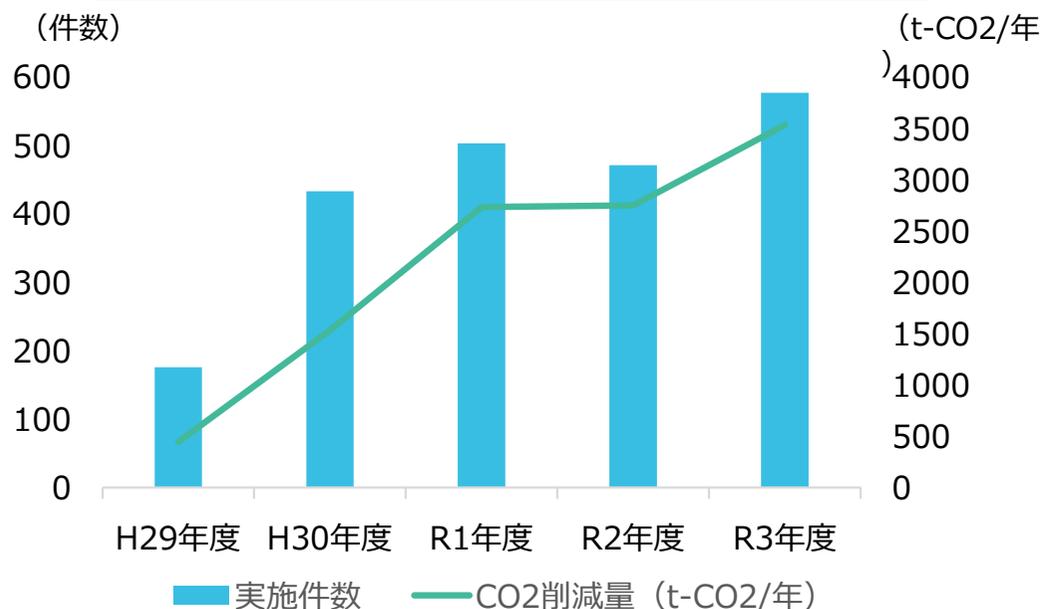


浄化槽における脱炭素化対策の推進（浄化槽システムの脱炭素化推進事業）

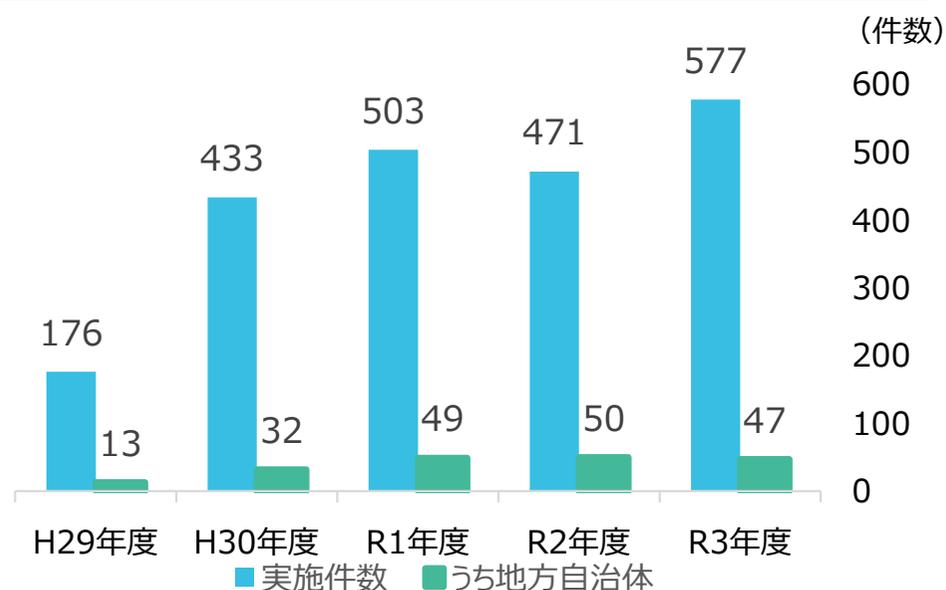


- 環境省では、H29年度より、エネルギー効率の低い中大型浄化槽を対象として、高効率ブロワ等への改修や先進的省エネ型浄化槽への交換に対し補助を行っているところ。年々実績が増加し、削減効果の高い案件も増えている状況。
- こうした状況を踏まえ、**R3年10月に閣議決定した地球温暖化対策計画において、先進的な省エネ型浄化槽の導入促進について明記。**
- その上で、**R4年度予算において、浄化槽分野における一層の省エネ対策の促進や再生可能エネルギーの導入の推進に向けた新規予算（エネルギー対策特別会計）を18億円計上し、R6年度予算においても引き続き同額を計上。**
- **R3年度までの補助事業では、実施件数のうち、地方自治体の件数の割合が約1割程度と非常に低くなっている。浄化槽分野における脱炭素化対策の推進及び省エネ対策や再エネ導入によるランニングコスト削減のため、地方自治体が所有する中大型浄化槽において本事業の積極的な活用が望まれる。**
- このため、**都道府県・市町村の浄化槽担当部署から、浄化槽が設置されている各施設（学校施設、庁舎、集会場、公衆便所等）の担当部署に本補助金を幅広く周知・説明いただき、本補助金を積極的に活用いただくようお願いする。**

省エネ型浄化槽導入支援事業の実績



省エネ型浄化槽導入事業の地方自治体実績



ご静聴ありがとうございました。



浄化槽推進室HP : <http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>